これでは「働かせ方改悪」

一ヶ月百五時間もの超勤の末に、電通の女性が過労死自殺しました。過労死を起こさないでという世論の圧力で、自公政府は「働き方改革会議」をスタート。しかし、やっているのは「過労死と云われないようにする」対策のようです。

労基法は労働時間を一日八時間、週四十時間と定めています。しかし、多くの場合経営者が選んだ「労働者の代表」と「協定」を結び、百時間以上超勤させられるようになってています。

改革会議の「改革案」とは「特別条項を使うことにより八時間労働を骨抜きにする」ものです。即ち、繁忙期と云えば月百時間も超勤させられます。休日労働は別枠で年間九六〇時間＝月平均80時間も超勤させられます。

これが法制化されると「月百時間までは通常の超勤」だから、後は本人の責任。「過労死と云わせない」というもの。こうすれば「過労死は無かったことになる」と云うものではありません？

南スーダンのPKOで「銃撃戦があっても『戦闘』と云わないことで戦闘がなかったことにした」手口と同じではありません？

皆さんはどう思われますか？

	現行	働き方改革会議の「改革案」
基本	労基法　1日8時間、週40時間が限度	
抜穴1	36協定を結べば月45時間、年360時間まで残業可能	
抜穴2	特別条項付き36協定を結べば100時間以上も可能	36協定に特別条項をつけると 月60時間、年720時間のお残業可能
抜穴3		更に特別な条項をつければ 月100時間、年720時間まで残業可能 休日労働を含めると年960時間可能

庚申塔

横浜市南区永田東
二〇一七年三月

井土ヶ谷から弘明寺に向かう京急の線路の土手下に高さ約一メートルの庚申塔がある。庚申塔と云えば、普通は人に忘れられたかのように苔むしている。しかし、この庚申塔は供花が絶えたことがない。どなたが掃除して下さるのだろうか？

改めてよく見ると、「正徳四甲午年」とある。これは一七一四年。七代将軍家継の頃。江戸時代の中期より少し前。図書館で調べたら正面の像は「青面金剛像」だそうだ。

「古いなあ」と思っていたが、近くにある西光院という真言宗のお寺はもっと古い。

一二一四年の創建で初めは井土ヶ谷にあったが、蒙古襲来に先立って第二次の蒙古使節がやって来た文永五年（一二六八年）にこの地に移転してきたという。